



預かった子どもがケガをしてしまったら？

弁護士 東 麗子

Aさんには、7歳の子どもがいます。子どもができたのをきっかけに引っ越したマンションで、近所のママ友たちとも仲良くやってきました。

ある日、ママ友のBさんから、夫婦ででかけないといけない用事があり、午後だけBさんの長男のCちゃん（7歳）を預かって欲しいと頼まれました。Aさんは、今後のお付き合いのことも考えて、Bさんの頼みを引き受けることにしました。

その日、自分の子とCちゃんを、公園に連れて行ったところ、ちょっと目を離した隙に、Cちゃんが遊具から落ちてしまいました。Aさんは、急いで病院に連れて行き、Cちゃんは治療を受けました。打撲はしているものの、他に後遺症などはないだろうということで、Aさんは、Bさんに謝り、Bさんも仕方がない、と言ってくれましたが、後日、BさんからCちゃんの治療費を請求されました。

AさんはCちゃんの治療費を支払わなければいけないのでしょうか。

◆—解説

Aさんは親切心からCちゃんを一日預かってあげたのに、Bさんから治療費を請求されてしまいました。無償で、手のかかる子どもを預かって面倒をみてあげたのに、治療費を請求されるなんて、Aさんも納得いかないでしょう。

しかし、この場合、法律的には、無償で預かったのだらうと、Aさんが素人だらうと、そして口頭でやりとりしただけだらうと、AさんとBさんの間では、Aさんが、その日一日Cちゃんの面倒をみる、という内容の準委任契約が締結されているとみなされてしまいます。

Bさんから頼まれたわけではなく、Aさんが自分の子どもを公園に連れて行ったところ、その様子を見ていたBさんがCちゃんに「Aさんの子どもと遊んでおいで」と言って公園にCちゃんを一人で行かせ、一人でやってきたCちゃんが、Aさんの子どもと遊んでいたときに、Aさんの子どもとは関係なく自分で遊具から落ちた場合など、BさんがAさんに預けた経緯によっては、準委

任契約の締結が否定される場合もあり得ますが、本件のように、Bさんから「預かって」と言われ、AさんがOKした場合には、準委任契約の合意があったとみられることが多いでしょう。ですから、Aさんには、道義的な責任だけではなく、この準委任契約上も、Cちゃんがケガをしないように気をつけなければならない義務があるのです。

今回、Cちゃんは、Aさんが面倒をみている間にケガをしたということですから、Aさんには、Cちゃんがケガをしたことについて責任があることになります。Aさんがいくら気をつけていたとしてもCちゃんがケガをすることを避けられなかった場合などは、Aさんが責任を負わないとされる場合もありますが、今回はちょっと目を離した間に遊具から落ちたということですから、Aさんは責任を免れることは難しいでしょう。したがって、Aさんは、Bさんから治療費を請求されたら支払わないといけません。

もっとも、活発に動き回る小さい子どもを、ママ友のAさんに安易に預けたことについては、Bさんにも責任が認められる場合もあります。この場合には、いわゆる過失相殺され、責任割合によって、Aさんは治療費を一部支払わなくてもよいということになるでしょう。

どんなときも、不慮の事故が絶対におきないとは言えません。しかし、ご近所付き合いの中で、また、子育てをする中で、お互いに助け合うことが必要になる場面も当然でできます。今回の件のように、預かった子どもがケガをしないよう注意深く見守る必要があることは当然ですが、一方で、ちょっとしたケガは、子どもの成長過程につきものです。その場合は、お互い様の気持ちを忘れないようにしたいですね。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件および刑事事件を取り扱う。
趣味は、読書、旅行。